

2020年5月2日

ビルメンテナンス議員連盟

会 長 伊 吹 文 明 殿

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会 長 一 戸 隆 男

全国ビルメンテナンス政治連盟

理 事 長 木 下 雅 俊

新たな新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

拝啓 日頃よりご指導を頂き、誠にありがとうございます。また、私ども全国ビルメンテナンス協会と全国ビルメンテナンス政治連盟の連名で3月31日に提出させていただいた要望の実現に向けてご尽力をいただき重ねて御礼申し上げます。

私ども業界は、政府が出した基本対処方針にもあるように、社会の安定の維持に必要な産業で、あらゆる建築物の公衆衛生を守る担い手として、病院・駅舎・オフィスビルなど様々な場面で、ビルメンテナンス業に従事する100万人以上の方々が日夜、奮闘しています。

しかし、新型コロナウイルス感染症は依然として猛威を振るっており、ビルメンテナンス業界を取り巻く環境も日に日に悪化しており一刻の猶予ありません。

今般、そのような業界の苦境を踏まえ、前回要望と重複する点もありますが、あらためて要望を提出させていただきますので、特段のご配慮をお願いします。

また、添付資料として秋田県協会が独自に会員にヒアリングした結果がございます。

会員の切実な声が明記されておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。

敬 具

記

1. 感染拡大防止対策に係る仕様変更について

ビルメンテナンス事業者が日々の業務を行うにあたり、追加で費用の発生する感染拡大防止策を実施する場合には委託代金等を変更し発注者に費用負担をお願いします。

同様の考え方は、国土交通省が各地方整備局等に発出した通知（令和2年4月20日付け国営総第12号）の中で「個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。」と明記されています。

先生方のご尽力により、公共工事の品質確保の促進に関する法律にビルメンテナンス業が明確に位置付けられました。是非とも工事業務と同様の取り扱いをお願いします。

2. 事業者に対する税制支援について

①法人税の減免をお願いします。

②一定期間、消費税の減税や猶予をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、あらゆる産業で事業活動の縮小、休業等の状況です。また、基本対処方針を踏まえた在宅勤務の急速な拡大によりオフィス等ビルの稼働は極端に減少し、さらに観光事業の激減によって、ホテル、旅館等の休業も相次いでいます。さらに、ショッピングモールに代表される大規模商業施設の休止もあり、現状では建物の用途を問わず、ありとあらゆる施設が閉鎖され、同様にイベント等の中止も継続しています。

上記のとおり、各産業が自粛、中止、閉鎖等により、施設の管理や運営のアウトソーシング先であるビルメンテナンス企業は急速に経営環境が悪化しております。

国税の猶予がだされておりますが、目下の状況では、経営環境が持ち直すのには、相当期間が要するとみられるとともに、当業界は労働集約型産業として、人材も確保し続けなければ、経済再開時、事業継続が難しくなるため、法人税は減免として、経営資源に利用できるようお願いいたします。

また、経済の立直しのスピードアップを図って頂くためにも消費税の減税や猶予を講じていただきたくお願いいたします。

3. 雇用調整助成金のさらなる緩和・拡充について

①生産指数の更なる緩和

協会が要望した、雇用調整助成金の中小企業への 9/10 への引上げと、雇用保険被保険者以外の労働者にも適用していただきありがとうございます。

一方、雇用を取り巻く環境は日一日と悪化しています。そのため、今回の特例措置として生産指標要件を 1 か月 5%以上の低下までに緩和していますが、さらなる緩和措置の検討をお願いします。また、支給日額 8,330 円の引き上げについても検討をお願いします。

本業界は、建築物の用途によって業務状況が大きく偏っています（宿泊施設・イベント関連・文化関連などは休業、病院清掃などは業務過多などの偏り）。

企業努力として、現場変更、休業、時短勤務、シフト削減などのできる限りの臨時的な措置を講じ業務継続をしています。しかし、労働環境の劇的な変更により従事者の雇用継続や労働者の収入に支障をきたしており、現行制度だけでは助成金の適用を受けられないケースもあり、さらなる緩和・拡充をお願いします。

②休業範囲の拡大について

短時間休業も認めていますが、上記の理由の通り、現場ごとで従事者の状況が異なります。しかし、短時間休業をおこなうときは、「個人単位・部署単位ではなく、事業所の対象者全員で同じ時間に一斉休業する必要がある」という条件に合わない状況が、おきております。従って、柔軟な休業範囲を定めていただきたくお願いいたします。

③コロナウイルス感染症が疑われる人への休業補償について

コロナウイルス感染症については、感染経路が確定できない事例も多々発生しております。感染が明確になれば、傷病手当金等で補償が可能ですが、疑義による経過観察や濃厚接触者等の自宅待機などは、雇用調整助成金の対象ではなく、休業補償を受けることができません。感染拡大予防の観点からも、雇用調整助成金の対象または休業補償制度の創設、検討をお願いします。

4. 外国人技能実習生の研修機会の拡大、雇用維持支援について

外国人技能実習生は平成 28 年 4 月 1 日に、ビルクリーニング職種が技能実習 2 号の移行対象職種として認定され、平成 31 年 3 月 14 日には、技能実習 3 号が認定されてから、技術や知識の開発途上国等への移転が図れるように着実に推進してきました。

しかし、ホテルなどの宿泊施設の休館に代表されるように、技能習得の現場として予定していた施設が次々と取りやめになり、実習ができない状態にあります。これでは、制度の趣旨である、技術の移転に結びつかず日本語を勉強する機会だけになってしまいます。

一方、令和 2 年 4 月 7 日に出入国在留管理庁が出した通知によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の雇用を維持するため、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下で、外国人に対する雇用を維持するための支援を行うことと明記されております。

しかし、解雇が前提であることと、活動期間が 1 年間とされており、その効果は限定した範囲であると言わざるを得ません。

つきましては、上記のような理由で解雇に至らない場合でも外国人の研修機会が維持できるよう、職種変更などにより雇用が維持でき、かつ、1 年間の限定を一定期間延長できるように制度を改正して頂きたいをお願いします。

5. コロナウイルス感染の労災認定について

報道によると、医療・介護従事者の感染は原則労災認定されるとの報道があります。私ども業界は、様々な建築物で清掃・警備・設備管理などを行っており、特に病院施設や各種建築物の廃棄物の運搬業務やトイレ清掃など、現時点では、建築物オーナーやテナントからオフィス内の消毒業務なども依頼されており、リスクの多い場所での業務を日々行っております。

医療・介護従事者は、大変リスクが高いことは重々承知をしていますが、私ども業界で働く従事者も同じ場所でスタッフとして働いているとともに、不特定多数が利用するトイレやオフィス等のごみ箱清掃などリスクにさらされながら働いておりますので、医療・介護従事者と同様に仕事以外での感染が明らかな場合を除いて原則、労災と認める取り扱いをしていただきたいと思います。

また、コロナウイルス感染による労災認定は、労災保険料の算定の際の料率から除外していただきたいと思います。

以 上